

経 済 産 業 省

20200317 貿局第1号
輸出注意事項2020第9号
輸入注意事項2020第5号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
別表第1～24（略）		別表第1～24（略）	
別紙1～2（略）		別紙1～2（略）	
別紙3 国コード表		別紙3 国コード表	
国コード	国名	国コード	国名
(略)	(略)	(略)	(略)
MK	<u>NORTH MACEDONIA</u>	MK	<u>MACEDONIA</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(以下、略)		(以下、略)	

経 済 産 業 省

20200317貿局第1号
輸出注意事項2020第10号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

改正後												現行													
(略)												(略)													
0～13 (略)												0～13 (略)													
別表第1 (略)												別表第1 (略)													
別紙												別紙													
輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分												輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分													
1・2 (略)												1・2 (略)													
国・地域	地域名											国・地域	地域名												
	(略)	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域		(略)	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
北朝鮮		○			○	○			○			○	北朝鮮		○			○	○			○			○
<u>北マケドニア</u>		<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>				<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)			(新設)	(新設)	(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(削る)		(削る)		(削る)	(削る)				(削る)	(削る)	(削る)		<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>		<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(以下、略)												(以下、略)													

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

改正後												現行											
(略) I～V (略) 別表1・2 (略) 別表3 国及び地域区分の対照表												(略) I～V (略) 別表1・2 (略) 別表3 国及び地域区分の対照表											
地域名	(略)	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域	地域名	(略)	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域
国・地域名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国・地域名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
北朝鮮		○			○	○			○		○	北朝鮮		○			○	○		○			○
<u>北マケドニア</u>		<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>				<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	(新設)		(新設)		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		(削る)		(削る)	(削る)				(削る)	(削る)	(削る)	<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>		<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表4～6 (略) 別記1～5 (略) 様式1～22 (略)												別表4～6 (略) 別記1～5 (略) 様式1～22 (略)											

「包括許可取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17号7号）

改正後									現行								
I～VIII（略） 別表1～8 別表A・B（略） 「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）									I～VIII（略） 別表1～8 別表A・B（略） 「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）								
仕向 地及び提 供地 国・地域 名	(略)	ろ地域	(略)	は地域 ②	(略)	へ地域	と地域 ②	(略)	仕向 地及び提 供地 国・地域 名	(略)	ろ地域	(略)	は地域 ②	(略)	へ地域	と地域 ②	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
北朝鮮	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	北朝鮮	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>北マケド ニア</u>		○		○		○	○		(新設)		(新設)		(新設)		(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		(削る)		(削る)		(削る)	(削る)		<u>マケドニ ア旧ユー gosラビ ア共和国</u>		○		○		○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
様式1～20（略）									様式1～20（略）								